

機能強化計画の要約

(別紙様式3)

1. 基本方針

当金庫は創業以来常に地域密着を基本とした経営を継続しており、顧客の強い信頼と、暖かい支援を得て今日の強固な経営基盤を築いている。今般の「リレーションシップバンキング機能強化策」の取組は、地域との「使命共同体」と認識し「なくてはならない地域金融機関」として、一層強固な「信頼」を築いて行くことを原点と捉え、その使命と責務を果たして行くものとする。

具体的には、本年度よりスタートしている、新3か年計画「とましんチャレンジ21」の戦略目標である

中小企業の支援・育成

地域住民の生活の向上

社会貢献の取組促進

の実現を図るため、重点施策に掲げる

収益性の高い経営体質の確立

透明性の高い健全経営の実践

創造性豊かな地域密着営業活動の実践

を「リレーションシップバンキング機能強化策」に取り入れ、実施していく方針である。

今般の「機能強化の集中改善期間」は、当金庫にとってもペイオフ全面解禁を視野に入れた、まさしく最重要期間と重なり、コーポレントガバナンス、コンプライアンス・リスク管理態勢を堅守し「リレーションシップバンキング」の精神を一層醸成しながら、より強固な経営基盤の確立を目指すものである。

2. アクションプログラムに基づく個別項目の計画（別紙様式1）

項目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考（計画の詳細）
			15年度	16年度	
・ 中小企業金融の再生に向けた取組み					
1. 創業・新事業支援機能等の強化					
(1) 業種別担当者の配置等融資審査態勢の強化	・ 営業地域の環境に則した審査体制を実施している	・ 業界主催の研修への積極的参加 ・ 通信教育講座の推奨 ・ 取引先へのトレーニー	・ 業界主催の研修への積極的参加 ・ 通信教育講座の推奨 ・ 取引先へのトレーニー		・ 今年度若手職員4名を審査管理部門に配置し、実践教育訓練を行っている ・ 審査能力強化策として土曜セミナー等の研修を行っている
(3) 産学官とのネットワークの構築・活用や日本政策投資銀行との連携。「産業クラスターサポート会議」への参画	・ 平成15年5月立ち上げとともに参画している ・ 平成15年8月胆振地域新産業サポーター会議に参画	・ 対象企業、優良案件発生の都度、「創業者支援特別融資」制度等により対応する ・ 北海道地区産業クラスターサポート会議と胆振地域新産業サポーター会議への参画	・ 北海道地区産業クラスターサポート会議と胆振地域新産業サポーター会議への参画 ・ 対象案件発生の都度、支援取組を検討する	・ 北海道地区産業クラスターサポート会議と胆振地域新産業サポーター会議への参画 ・ 対象案件発生の都度、支援取組を検討する	・ 創業者支援特別融資対象者新たに創業を行う計画を有している事業者 ・ 創業5年以内の事業者 ・ 新事業、新分野進出、事業転換を計画している既存事業者 （所要資金の80%以内で500万円を限度）
(4) ベンチャー企業向け業務に係る、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等との情報共有、協調投融資等連携強化	・ 現状政府系金融機関との連携は実施しておらず、今後の検討とする	・ 該当企業発生の都度、個別対応にて検討する	・ 具体的取組段階で検討		
(5) 中小企業支援センターの活用	・ 現状では活用していないが、当庫に地域総合相談室を開設し新規事業者の相談等実施している	・ 中小企業支援センター等の周知をする ・ 当庫ホームページ上に支援センターのリンク付をする	・ 営業店等に周知用パンフレットを置く ・ ホームページへのリンク付	・ 左記取組の継続実施	・ 胆振地域中小企業支援センター（室蘭商工会議所内） ・ 新規創業者等に対し、各種相談業務と「創業者支援特別融資」の取扱により、積極的に支援する
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化					
(1) 経営情報やビジネス・マッチング情報を提供する仕組みの整備	・ 営業店単位の顧客組織及び若手経営者等による経営塾「とましん創生塾」を創設している	・ 「とましん創生塾」による異業種交流会の実施 ・ 取引先企業のホームページを企業紹介として、当庫ホームページにリンク集を作成する ・ とましん景況レポート内に取引先数社の紹介を掲載する	・ 企業紹介方法及び紹介先企業検討 ・ 「とましん創生塾」に寄る異業種交流会の検討 ・ とましん景況レポートへの掲載実施 ・ ホームページ開設先リストアップ、募集	・ 「とましん創生塾」による異業種交流会の実施 ・ ホームページへのリンク設定	・ 「とましん創生塾」塾生30名（45歳以下の若手経営者等） ・ 年間カリキュラム10回 ・ 事業年度1年単位 ・ 「とましん景況レポート」とましん地域経済研究所発行（年4回）

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考（計画の詳細）
			15年度	16年度	
(3) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表	・審査部門に「企業再生担当」専担者1名、兼務者1名を配置している	・対象先の選定 ・「支援ガイド・要領」の作成 ・対象先との経営相談会の実施 ・業界団体主催の研修参加 ・専門家による診断会の検討	・対象先の選定 ・「支援ガイド・要領」の作成 ・対象先との経営相談会の実施 ・業界団体主催の研修参加 ・進捗状況の検証	・「再生支援先」の追加選定及び前年度取組実績の検証 ・専門家による診断会の検討 ・健全債権化の実績をホームページで6月中旬に公表	・平成17年6月中旬に健全債権化の実績をホームページで公表 ・再生支援先に対して経営相談会を実施し経営改善計画の策定を通して経営改善指導の具現化を実践する
(5) 「地域金融人材育成システム開発プログラム」等への協力	・現状当庫エリア内で、左記プログラム等は見当たらないが重要事項と認識している	・具体的な取組があればその段階で検討する	・具体的取組段階で検討		
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み					
(2) 地域の中小企業を対象とした企業再生ファンドの組成の取組み	・現状では該当先が見受けられない	・企業再生ファンドの研究 ・該当先が発生した段階で取組を検討	・信金中央金庫との情報交換 ・企業再生ファンドの研究 ・具体的取組段階で検討		
(3) デット・エクイティ・スワップ、DIPファイナンス等の活用	・DESは現状、該当企業が見当たらない。 ・DIPファイナンスに対応する制度が未整備	・DESは取組まない ・DIPファイナンスに関する研究及び態勢整備	・DIPファイナンスに関する研究及び態勢整備 ・具体的取組段階で検討	・具体的取組段階で検討	・DIPファイナンスについては、現状の審査体制において、企業再生担当が検討し、将来の実行に備える
(4) 「中小企業再生型信託スキーム」等、RCC信託機能の活用	・RCCの再生対象とする企業規模に該当する対象債務者が現状では見当たらない	・RCC信託機能活用の研究 ・具体的取組段階で検討	・RCC信託機能活用の研究 ・具体的取組段階で検討		・企業規模と再生計画内容との問題から、当地域における取組は難しいと認識しているが、対象企業が発生した場合には取組を検討する
(6) 中小企業再生支援協議会への協力とその機能の活用	・当庫において企業再生機能強化に向け、活動を開始している	・北海道中小企業再生支援協議会について研究 ・支援スタンスが共通な先については個別に対応	・北海道中小企業再生支援協議会について研究 ・支援スタンスが共通な先については個別に対応	・支援スタンスが共通な先については個別に対応	・当庫基本スタンスは自主再建においてあり、経営改善指導に基づく改善計画のもと、キャッシュフローを勘案した資金繰り安定化を目的とした取組み段階である

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考（計画の詳細）
			15年度	16年度	
4. 新しい中小企業金融への取組みの強化					
(1) ローンレビューの徹底、財務制限条項やスコアリングモデルの活用等。第三者保証の利用のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・ローンレビューは日常審査による与信管理に止まる ・財務制限条項は約定書等による最低限にとどめている ・スコアリングモデルは提携保証付融資及び消費者ローンにて実施 ・第三者保証は担保同様判断基準となっている 	<ul style="list-style-type: none"> ・大口与信（1億円以上）に特化した管理手法の構築 ・年1回を目途に経営陣に報告 ・スコアリング提携保証融資制度の制定 	<ul style="list-style-type: none"> ・とましん事業者支援特別融資の制定 ・大口与信管理用の管理表作成及び経営陣への報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営陣への報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・とましん事業者支援特別融資当庫営業地域内の中小企業者に対し行う事業資金融資のうち、当庫が保有するスコアリングシステム等を活用し、一定の要件を具備したものについて、北海道信用保証協会が保証決定をしたもの 融資限度額 1企業 8,000万円以内 ただし、一般無担保保証枠8,000万円の範囲内とし、中小企業金融安定化特別保証制度の無担保保証残高は除く
(3) 証券化等の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・単独での対応は体制面が未整備 ・特定社債保証制度は実績なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・適格企業の抽出と、営業店を含めた推進体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・推進資料の配布、発行条件の通知、事務要領の整備等 	<ul style="list-style-type: none"> ・実績のフォローと外部公表 	
(4) 財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・TKCと「TKK融資保証制度」を提携している 	<ul style="list-style-type: none"> ・「TKK融資保証制度」の活用促進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「TKK融資保証制度」の活用促進 		
(5) 信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用	<ul style="list-style-type: none"> ・財務データベースによる企業信用格付制度を開始 ・データ整備に時間を要し早期の活用は困難 	<ul style="list-style-type: none"> ・財務データ及び主要業種別区分毎のデータ整備 ・データの蓄積促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・財務データ及び主要業種別区分毎のデータ整備 ・データの蓄積促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・財務データを主眼とした「信金情報システムセンター」と提携した企業信用格付システムを今期導入した 	
5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化					
(1) 銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・与信取引に関する説明についての定めはないが、契約書等により口頭で説明している 	<ul style="list-style-type: none"> ・「与信取引に関する説明要領」の制定 ・関係書式の作成 ・勉強会の実施 ・関連契約書等（写）の交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・「与信取引に関する説明要領」の制定 ・関係書式の作成 ・勉強会の実施 ・関連契約書等（写）の交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・関連契約書等（写）の交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・与信取引に関する重要説明について、要領の制定および職員に対する説明会等の実施により態勢の充実を図る

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考（計画の詳細）
			15年度	16年度	
(2) 「地域金融円滑化会議」の設置・開催	・「地域金融円滑化会議」による苦情等に対する体制整備がされていない	・事例等の対応について関係要領等整備し、苦情等の事例内容をもとに、改善する	・関係要領の改正 ・委員会の開催 ・改善の指示、結果の検証		・「地域金融円滑化会議」による事例等に対する取組み態勢を整備し、リスクの未然防止に努め、地域金融機関における相談・苦情処理機能の強化を図る
(3) 相談・苦情処理体制の強化	・当庫は「苦情・不祥事件等の取扱いに関する要領」に基づき実施している	・地域総合相談室の開設等相談受付体制の強化 ・営業店指導、内容の報告、支店長会議等による認識共有化	・地域総合相談室の開設 ・アンケート及びFAXサービスによる相談受付体制の強化 ・各種相談会の開催 ・研修会開催	・アンケート結果の開示 ・職員向け土曜研修の実施	・顧客との営業上のリスクを回避するため、苦情等の内容分析により営業店指導を強化し、全役職員の意識向上を目的に「指導・検証・監査」を徹底する
6. 進捗状況の公表		・当庫ホームページへの掲載	・11月中掲載	・6月・11月掲載	・4月～9月までを11月中に10月から3月までを6月中に公表する
各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み					
1. 資産査定、信用リスク管理の厳格化					
(1) 適切な自己査定及び償却・引当の実施	・厳格な償却・引当に取組んでいる ・関係規程・要領の整備 ・ヒアリングによる判断基準の統一を図っている	・改正後の規程・要領の徹底 ・審査関連書式の改正 ・債務者区分変更先ヒアリングの実施 ・自己査定書式の改正、システム構築	・改正後の規程・要領の徹底 ・審査関連書式の改正 ・債務者区分変更先ヒアリングの実施 ・自己査定書式の改正	・債務者区分変更先ヒアリングの実施 ・自己査定書式の改正、システム解説	・日常審査業務の中で「債務者区分」に対する認識を図り、ヒアリング、研修により自己査定の制度を更に高める
(1) 担保評価方法の合理性、処分実績からみた評価精度に係る厳正な検証	・破綻懸念先以下は鑑定士評価（簡易鑑定）を実施 ・正常先、要注意先は路線価、固定資産評価、取引事例により実施 ・評価周期は正常先3年、要注意先以下は毎年実施	・評価更新周期は現状のまま継続 ・処分実績から評価の妥当性について定例的に検証する	・処分実績から評価の妥当性について定例的検証の実施 ・評価の更新		
(1) 金融再生法開示債権の保全状況の開示	・平成11年3月期決算より開示している	・今後とも継続開示する	・今後とも継続開示する		

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考（計画の詳細）
			15年度	16年度	
2．収益管理態勢の整備と収益力の向上					
(2) 信用リスクデータの蓄積、債務者区分と整合的な内部格付制度の構築、金利設定のための内部基準の整備等	・新システム移行後、データベースの構築が今後の課題	・アウトソースによるシステム導入と、運用管理の実行	・収益管理システム導入 ・ALM分析資料の充実と委員会の機能強化	・ALMシステム導入検討 ・リスク調整後の収益管理手法の研究	・信用リスクデータベースは整備・蓄積を主眼とする ・信用格付と債務者区分との整合性について検討する ・収益管理システム導入等により、適正金利の確保を図る
3．ガバナンスの強化					
(2) 半期開示の実施	・平成15年度業務運営計画に盛り込み済み	・業界団体から示された開示方法を踏まえ実施する	・平成15年9月末の情報開示を11月中に実施する	・継続実施する	・会員をはじめとする地域中小企業や顧客が容易に実態を把握し、的確な評価ができるよう開示する
(2) 総代の選考基準や選考手続きの透明化、会員・組合員の意見を反映させる仕組み等の整備	・定款によるほか、総代選任規程の定めによる	・全信協の結論を踏まえて対応（H15年9月頃）	・全信協の結論を踏まえて対応（H15年9月頃）		
4．地域貢献に関する情報開示等					
(1) 地域貢献に関する情報開示	・ディスクロージャー、ミニディスクロージャー誌 ・総代会でのプレゼンテーション ・ホームページ	・貢献活動に対する要望等のアンケート調査 ・ホームページを含むディスクロ誌の表現、説明等開示方法の充実 ・総代会での広報の充実	・地域貢献に関する情報開示 ・アンケートの実施、結果の検討 ・開示項目、方法等の検討・見直し ・開示結果による改善の検討	・ディスクロ誌発行に合わせ情報開示	・別紙様式2に「地域活性化フォーラムの開催」について記載

3. その他関連する取組み(別紙様式2)

項目	具体的な取組み
・中小企業金融の再生に向けた取組み	
1. 創業・新事業支援機能等の強化	
(2) 企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・業界等主催の外部研修への積極的な参加及び伝達講習の実施 ・外部講師招聘によるセミナーの実施 ・自己啓発制度(通信講座)の見直しと推奨 ・関係団体が主催する検定試験等の資格取得を推奨
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化	
(4) 中小企業支援スキルの向上を目的とした研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・業界等主催の外部研修への積極的な参加及び伝達講習の実施 ・外部講師招聘によるセミナーの実施 ・自己啓発制度(通信講座)の見直しと推奨 ・関係団体が主催する検定試験等の資格取得を推奨
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み	
(7) 企業再生支援に関する人材(ターンアラウンド・スペシャリスト)の育成を目的とした研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・業界等主催の外部研修への積極的な参加及び伝達講習の実施 ・外部講師招聘によるセミナーの実施 ・自己啓発制度(通信講座)の見直しと推奨 ・関係団体が主催する検定試験等の資格取得を推奨
・各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み	
3. ガバナンスの強化	
(2) 外部監査の実施対象の拡大等	<ul style="list-style-type: none"> ・新電算システムへの移行に伴い、システムの安全性や確実性等信頼性の検証、コンピュータシステムのダウンや誤作動等システム不備等に対応するため、システム共同委託先に対して、システムリスク管理体制についての外部監査を実施する。
(2) 中央機関が充実を図る個別金融機関に対する経営モニタリング機能等の活用方針	<ul style="list-style-type: none"> ・信金中央金庫との連携をより一層強化し、必要に応じてアドバイスや情報提供支援を受ける。 ・15年度第3四半期中に有価証券ポートフォリオ分析を受ける予定としている。
4. 地域貢献に関する情報開示等	
(1) 地域貢献に関する情報開示	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化フォーラムの開催(開催日 平成15年9月3日) 当庫主催 【目的】 住民主導により個性豊かな魅力ある地域社会を創出する。 【発表参加団体】 わが街づくりの体験発表(情報交換) 近隣市町村 NPO法人等 【基調講演】 早稲田商店会 会長 稲毛屋代表取締役 安井順一郎 氏
5. 法令等遵守(コンプライアンス)	
行員による横領事件等、金融機関と顧客等とのリレーションシップに基づく信頼関係を阻害するおそれがある問題の発生防止	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス態勢構築に向けて、平成12年2月「コンプライアンス規程」制定以降、コンプライアンス委員会を設置し各種取組んでいる。 ・苦情、不祥事件等については、平成14年8月「苦情、不祥事件等の取扱いに関する要領」を制定し対応している。 ・全職員に「コンプライアンス・ガイド」を配付しているほか、年2回「行動基準15ヵ条」に基づく項目についてモニタリングを実施している。 ・平成15年11月シニア・コンプライアンスオフィサー試験を受験。 ・平成12年9月以降、毎年外部講師によるコンプライアンスセミナーを開催している。